

議第 9 6 号

呉市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

呉市職員特殊勤務手当支給条例（平成 1 0 年呉市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～(15) 略</p> <p>(防疫等作業手当)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、同項に規定する作業に従事した日 1 日につき 2 9 0 円とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～(15) 略</p> <p><u>(16)災害応急作業等派遣手当</u></p> <p>(防疫等作業手当)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、同項に規定する作業に従事した日 1 日につき 2 9 0 円とする。<u>ただし、同項第 2 号に規定する防疫作業のうち、規則で定める家畜伝染病に係る防疫作業に従事した場合は、当該防疫作業に従事した日 1 日につき 3 8 0 円（著しく危険であると市長が認める防疫作業に従事した場合は、7 6 0 円）とする。</u></p> <p>3 略</p> <p><u>(災害応急作業等派遣手当)</u></p>
<p><u>第 2 0 条及び第 2 1 条 削除</u></p>	<p><u>第 2 0 条 災害応急作業等派遣手当は、職員が、規則で定める大規模な災害が発生した本市以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策又は災害復旧に係る作業又は業務に従事したときに支給する。</u></p> <p><u>2 前項に規定する手当の額は、同項に規定する作業又は業務に従事した日 1 日につき 1, 0 8 0 円（同項に規定する作業又は業務の全部又は一部が日没時から日の出時までの間において行われた場合は、1, 6 2 0 円）とする。</u></p>

<p>(併給の禁止)</p> <p>第23条 管理職手当の支給を受ける職員 (他の職員との均衡を考慮して規則で定める職員を除く。)には、第3条から第21条まで(第8条を除く。)に規定する手当は、支給しない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(日額手当の特例)</p> <p>第25条 日額をもって定められている手当(防疫等作業手当、清掃業務等職員手当のうち第12条第1項第3号の規定による手当及び教育業務連絡指導手当を除く。)を支給する場合において、当該職員の作業又は業務に従事した時間が4時間未満であるときは、その手当の日額の10分の6に相当する額をもって、その者のその日における手当の額とする。ただし、第23条第3項の規定に該当するときは、その者のその日における業務に従事した時間は、同項の規定により支給されないこととなる手当に係る業務に従事した時間及び同項の規定により手当を支給されることとなる手当に係る業務に従事した時間を合算した時間とする。</p>	<p>第21条 削除</p> <p>(併給の禁止)</p> <p>第23条 管理職手当の支給を受ける職員 (他の職員との均衡を考慮して規則で定める職員を除く。)には、第3条から第20条まで(第8条を除く。)に規定する手当は、支給しない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(日額手当の特例)</p> <p>第25条 日額をもって定められている手当(防疫等作業手当、清掃業務等職員手当のうち第12条第1項第2号の規定による手当、教育業務連絡指導手当及び災害応急作業等派遣手当を除く。)を支給する場合において、当該職員の作業又は業務に従事した時間が4時間未満であるときは、その手当の日額の10分の6に相当する額をもって、その者のその日における手当の額とする。ただし、第23条第3項の規定に該当するときは、その者のその日における業務に従事した時間は、同項の規定により支給されないこととなる手当に係る業務に従事した時間及び同項の規定により手当を支給されることとなる手当に係る業務に従事した時間を合算した時間とする。</p>
---	--

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条、第20条、第23条及び第25条の規定は、令和6年1月1日から適用する。

(提案理由)

国及び広島県に準じ、高病原性鳥インフルエンザ等発生時における防疫等作業及び令和6年能登半島地震に係る災害応急作業等に従事した職員に対して特殊勤務手当を支給するため、この条例案を提出する。